

資料一覧表

資料 1 . . . 位置図・敷地図・平面図

資料 2 . . . 施設概要

資料 3 . . . 会館の利用状況

資料 4 . . . 施設の修繕実績

資料 5 . . . 施設管理に関する外部委託業務の内容・実績

資料 6 . . . 行政財産の目的外使用許可の状況

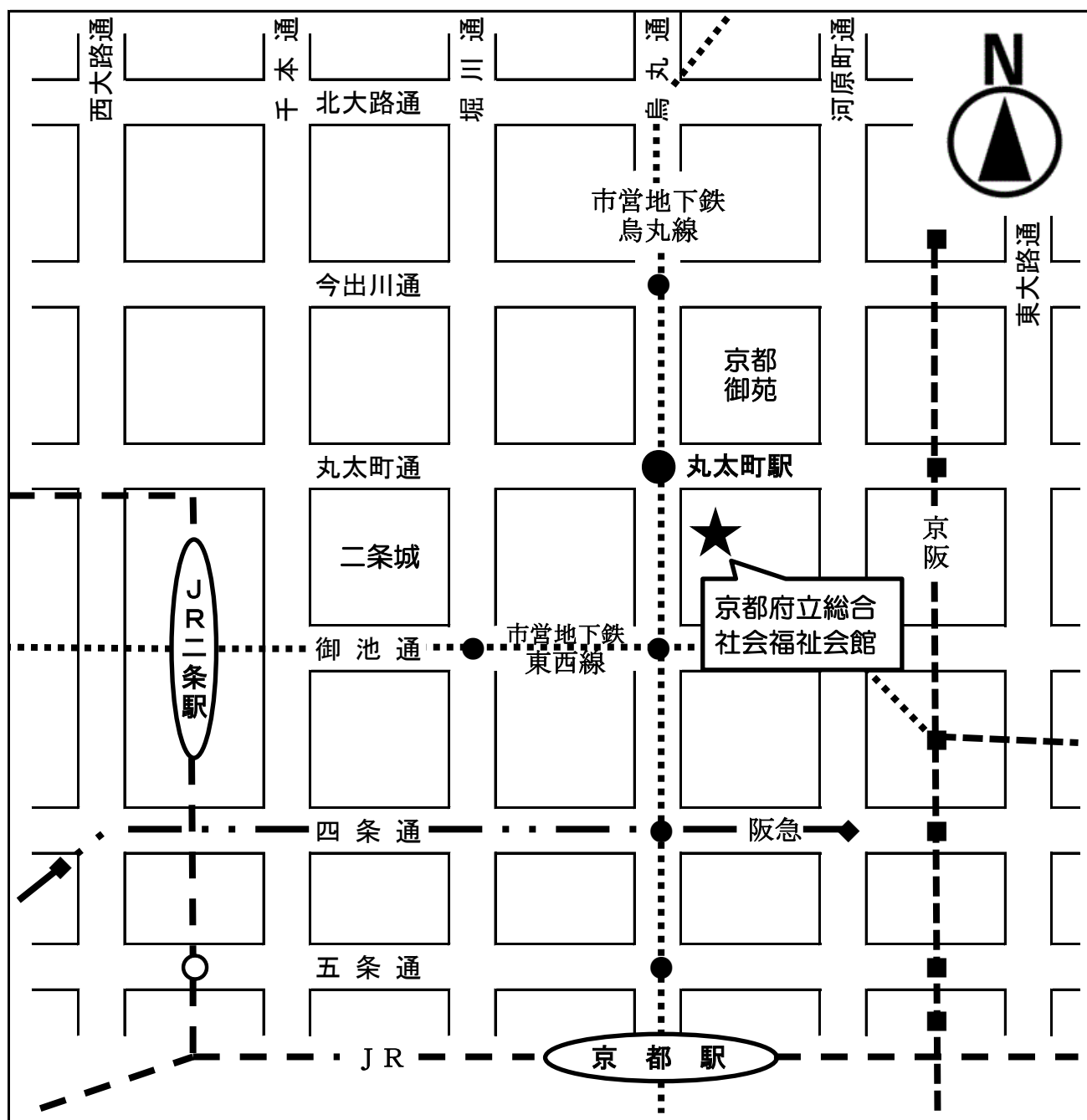
資料 7 . . . 現行料金設定及び過去 3 ヶ年の収入実績

資料 8 . . . 物件費、人件費の詳細

資料 9 . . . 京都府立総合社会福祉会館条例

京都府立総合社会福祉会館条例施行規則

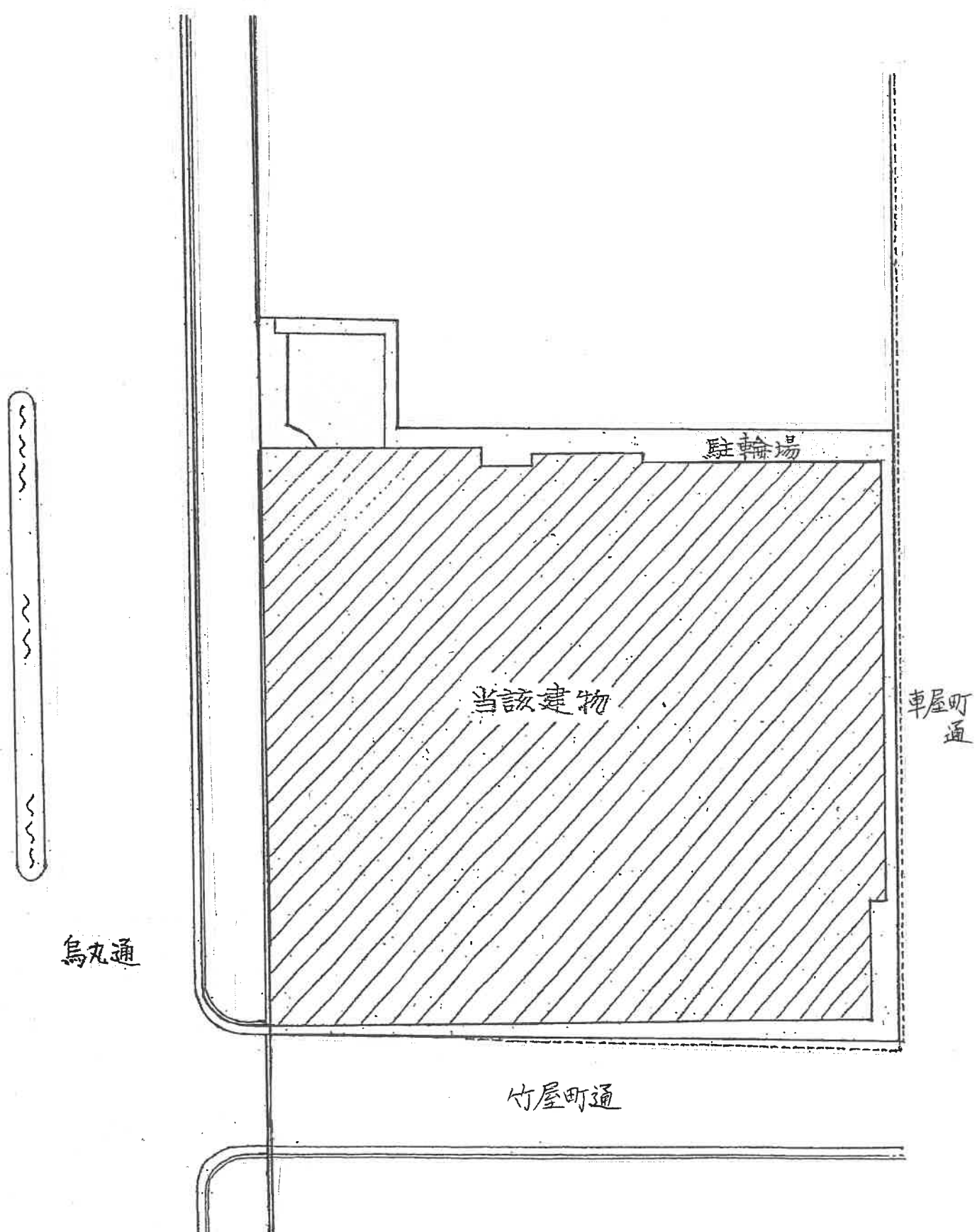
京都府立総合社会福祉会館 位置図



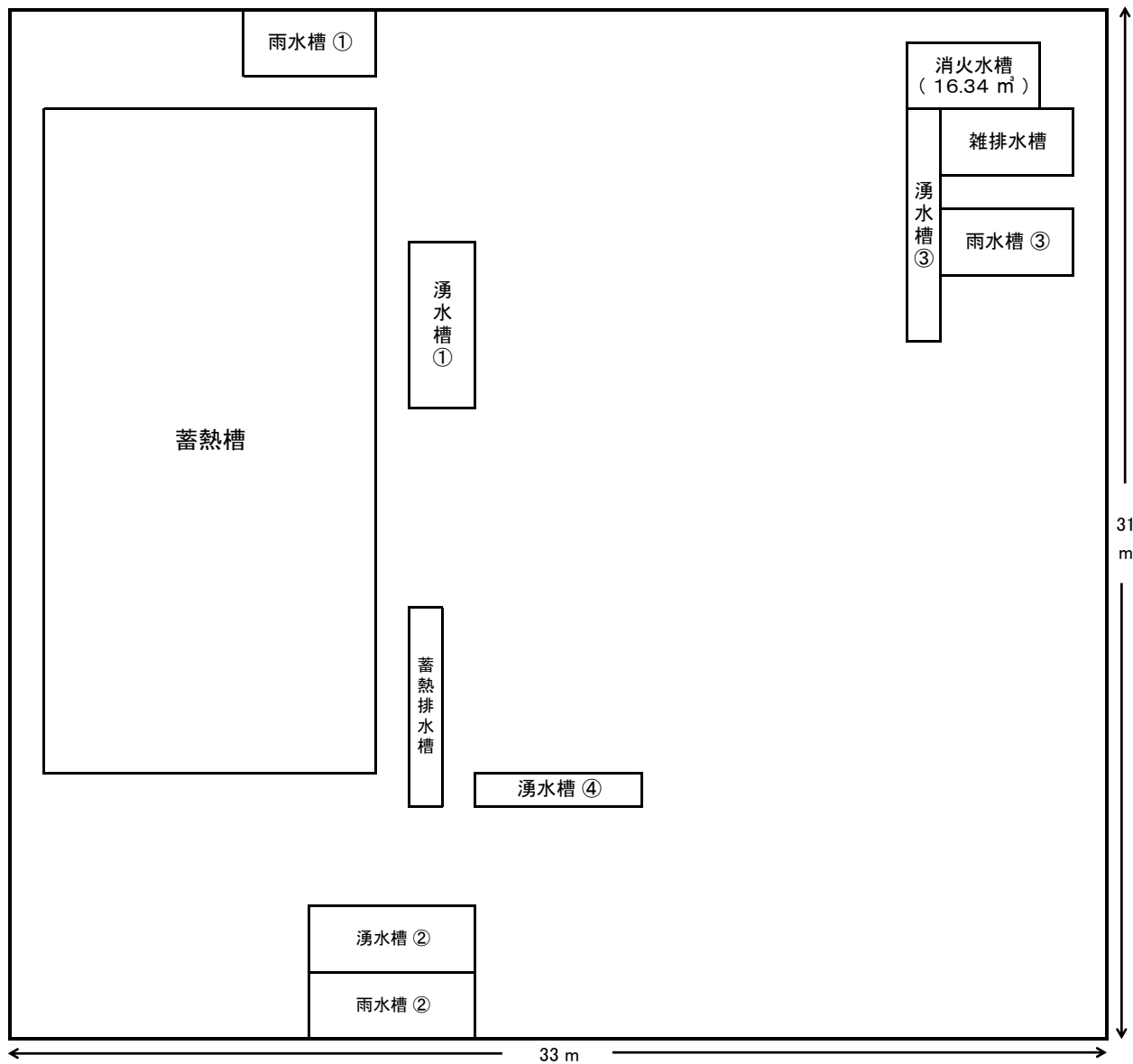
<アクセス>

- 京都市営地下鉄烏丸線「丸太町」駅下車 5番出口（地下鉄連絡通路にて連結）
- 京都市バス、京都バス、JRバス「烏丸丸太町」バス停下車
烏丸通り沿い南へ

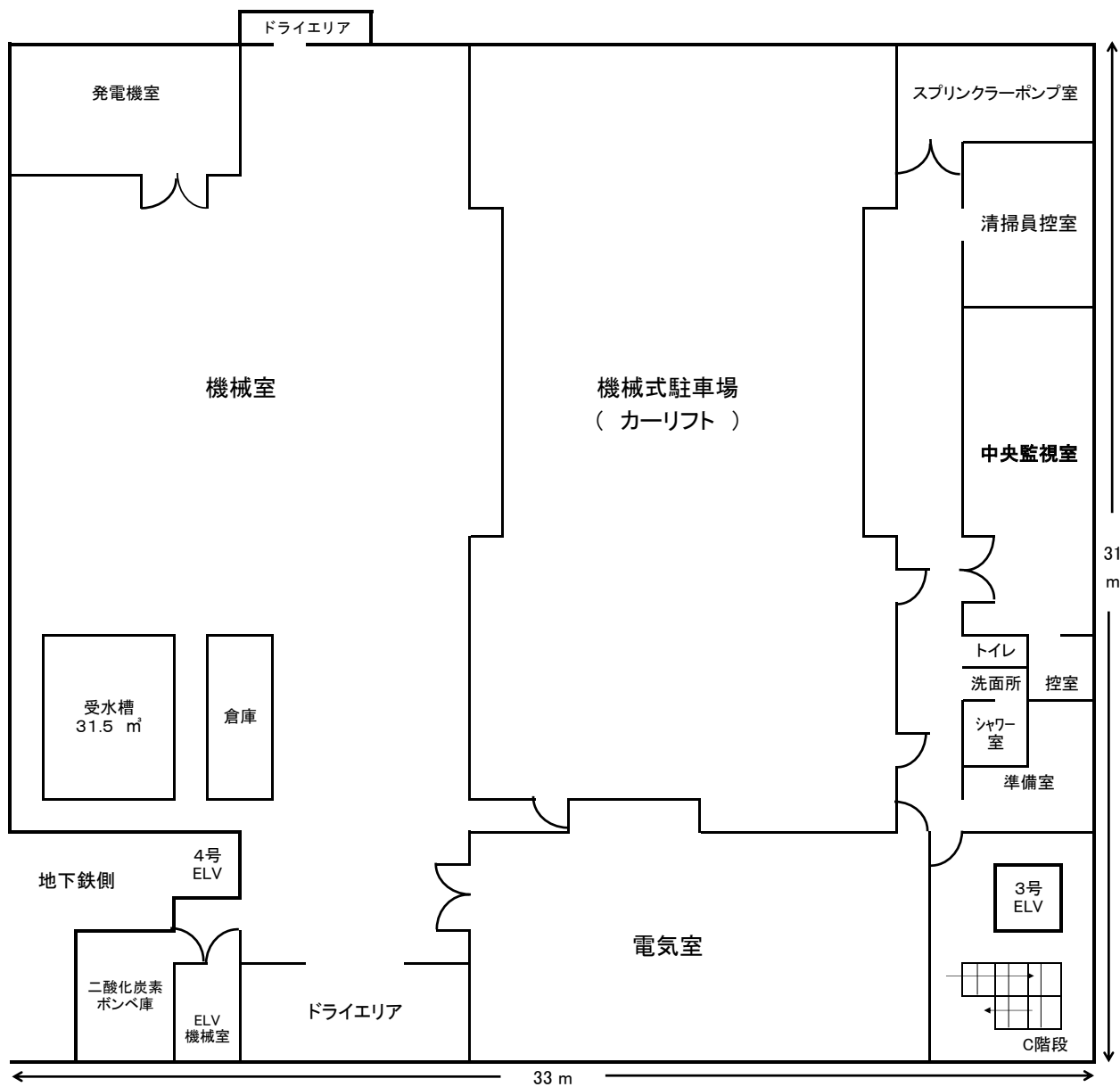
(敷 地 図)



地下ピット平面図

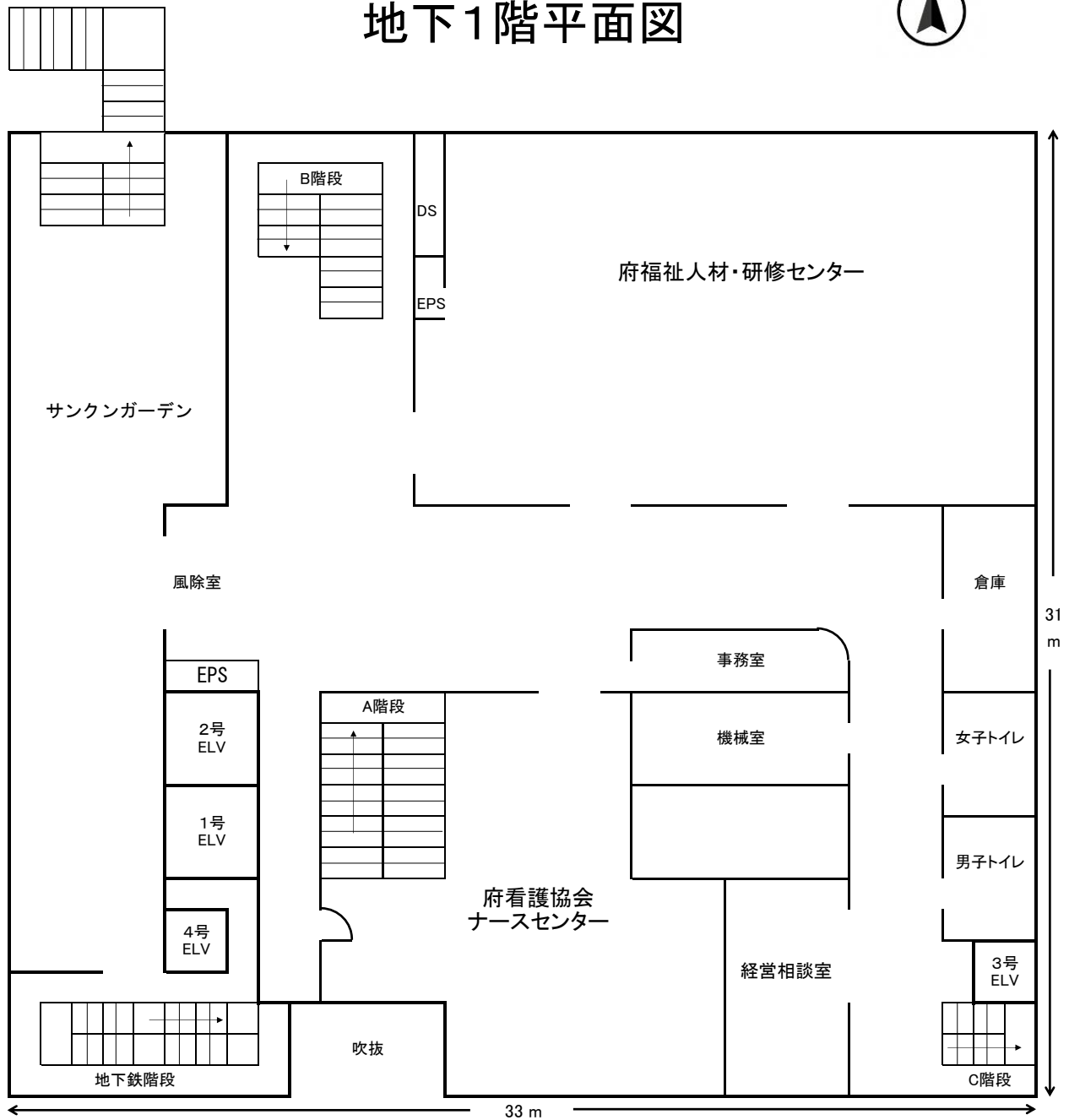


地下2階平面図



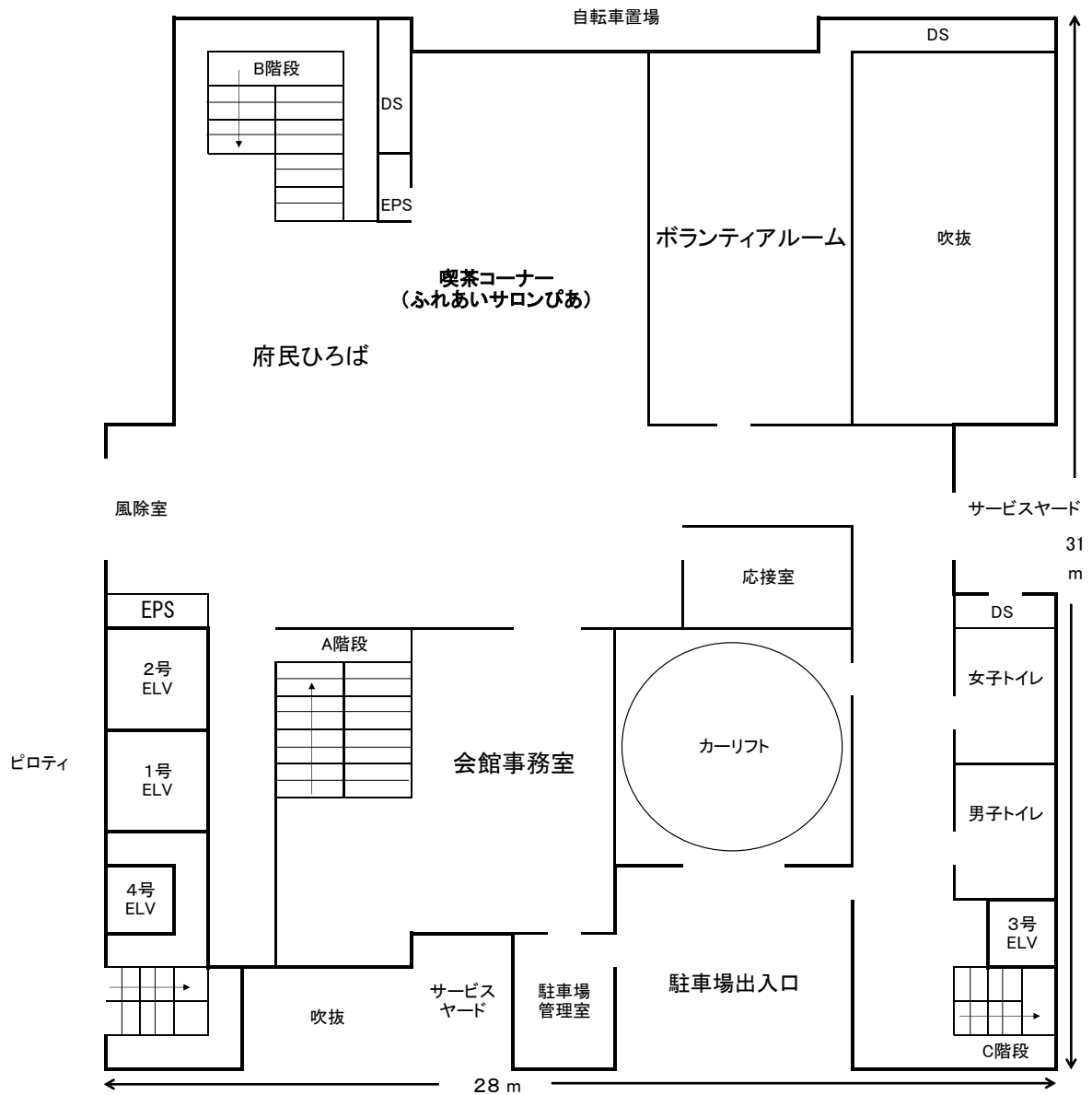


地下1階平面図

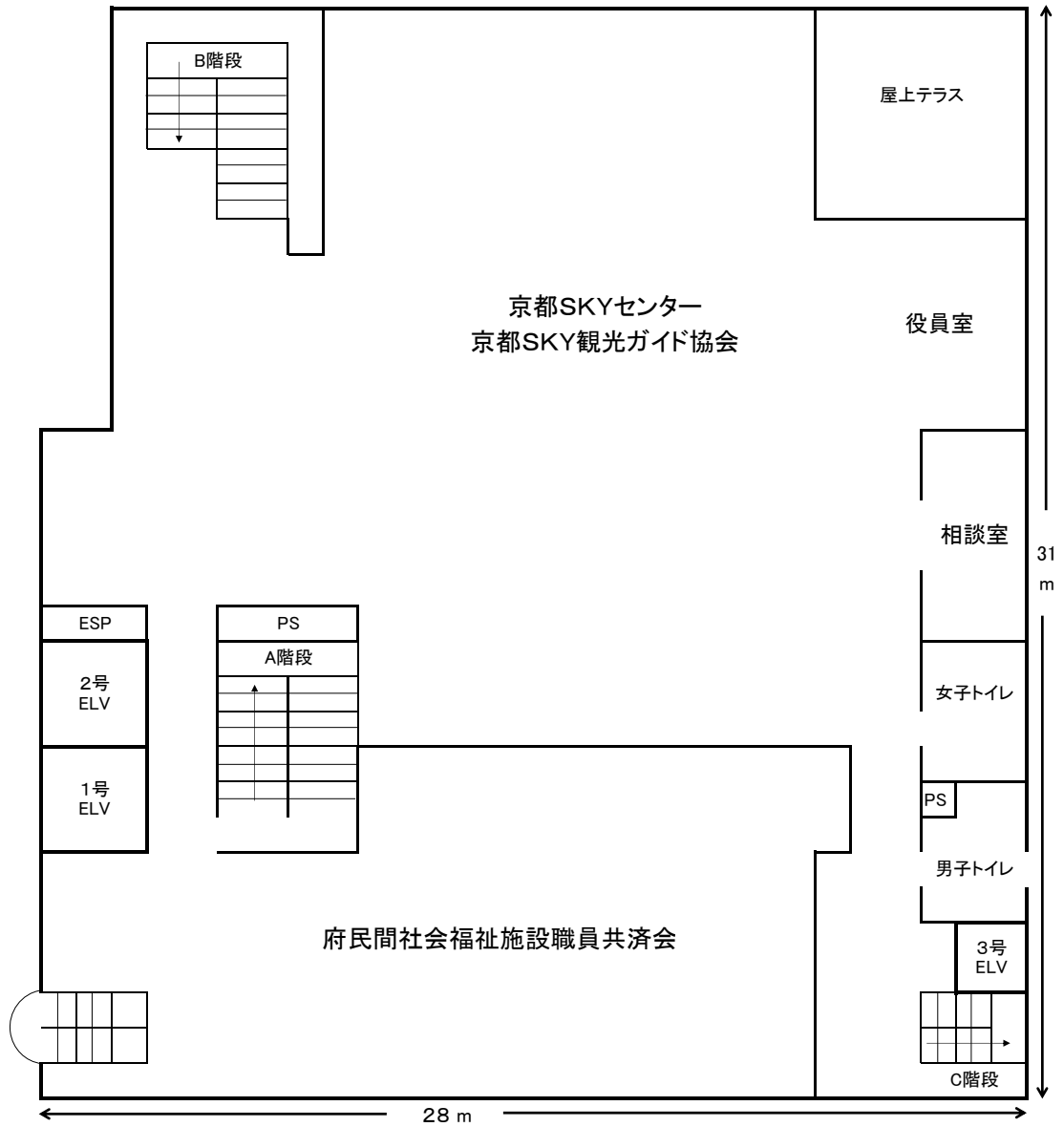




1階平面図

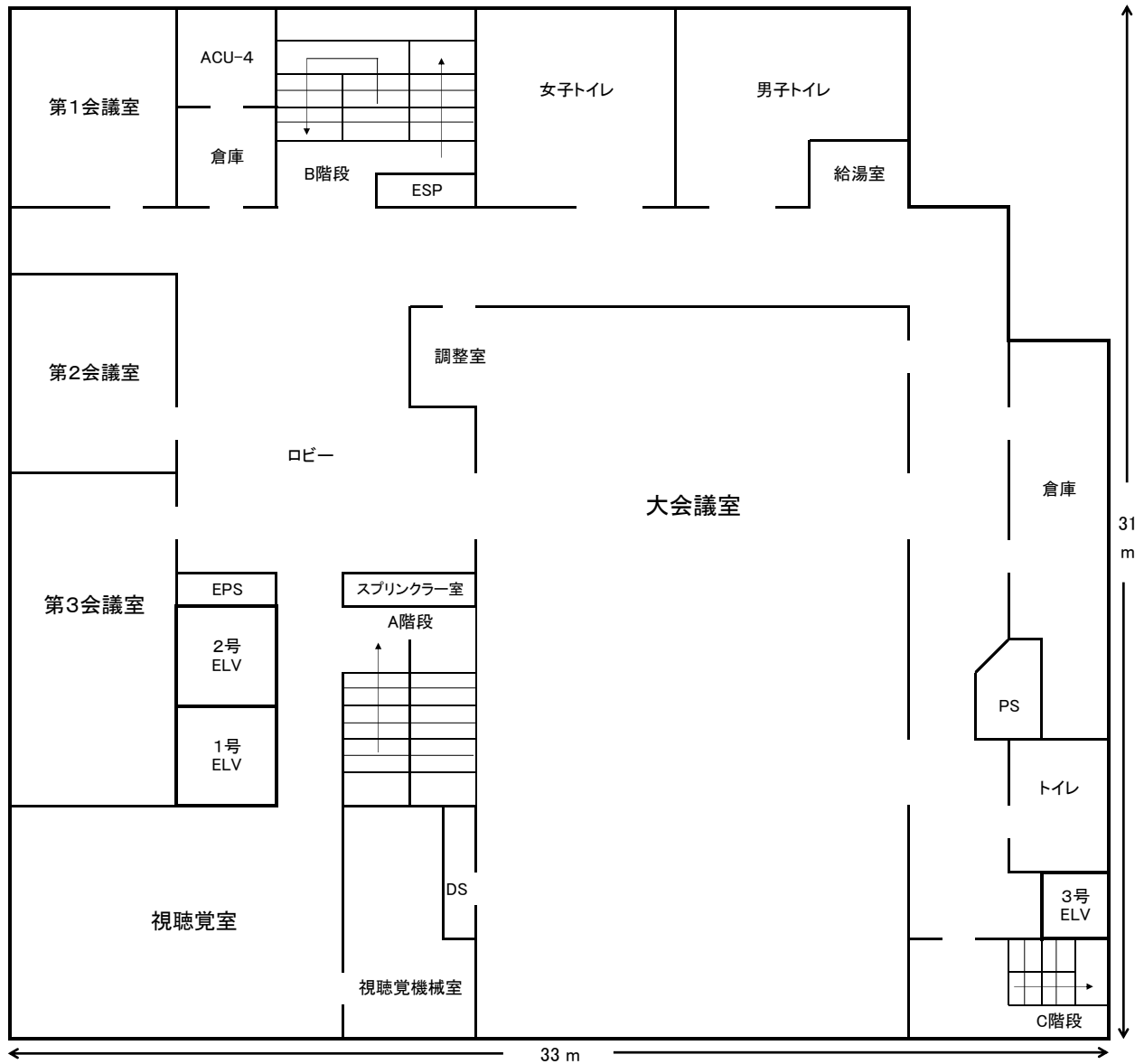


2階平面図



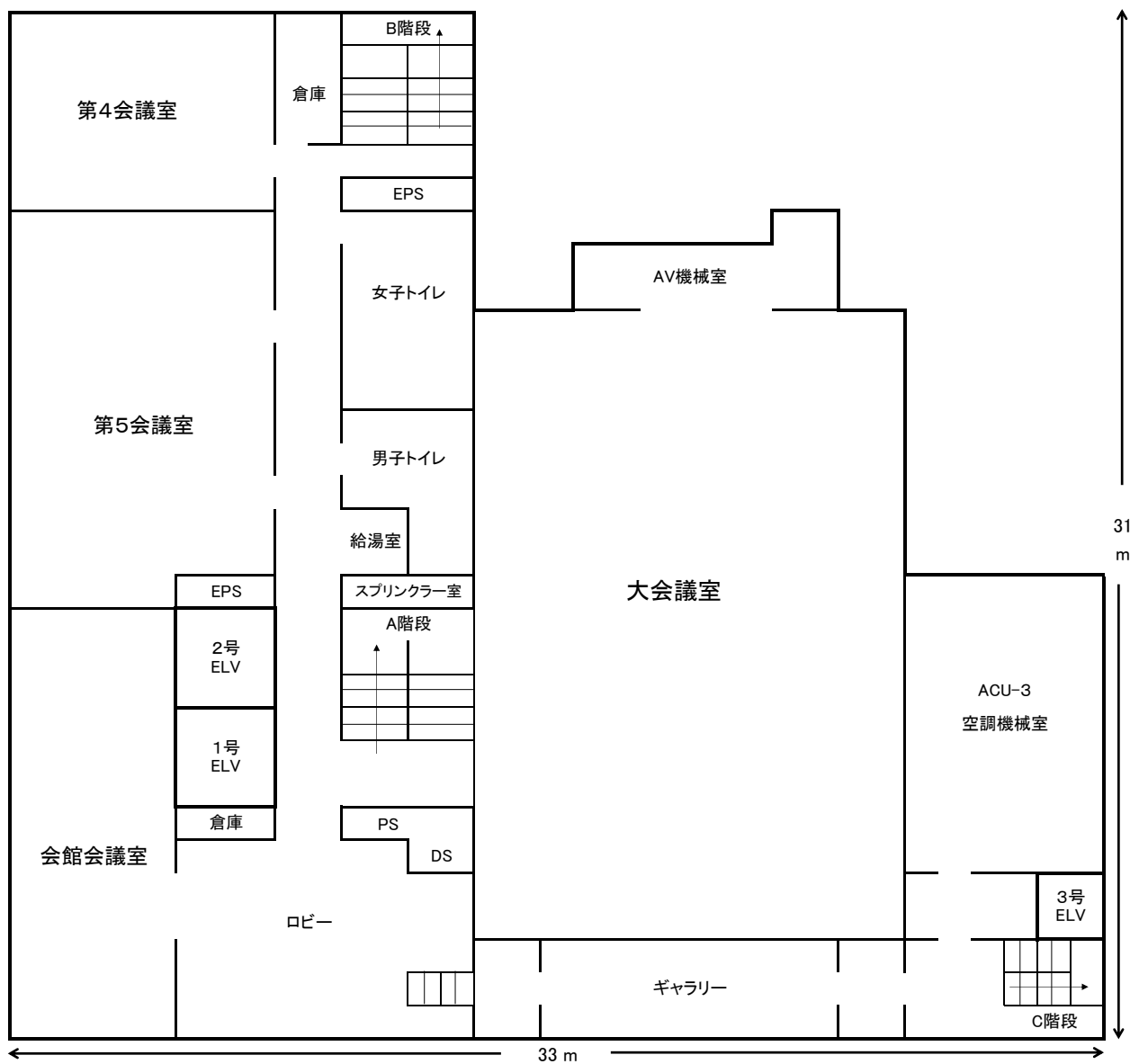


3階平面図

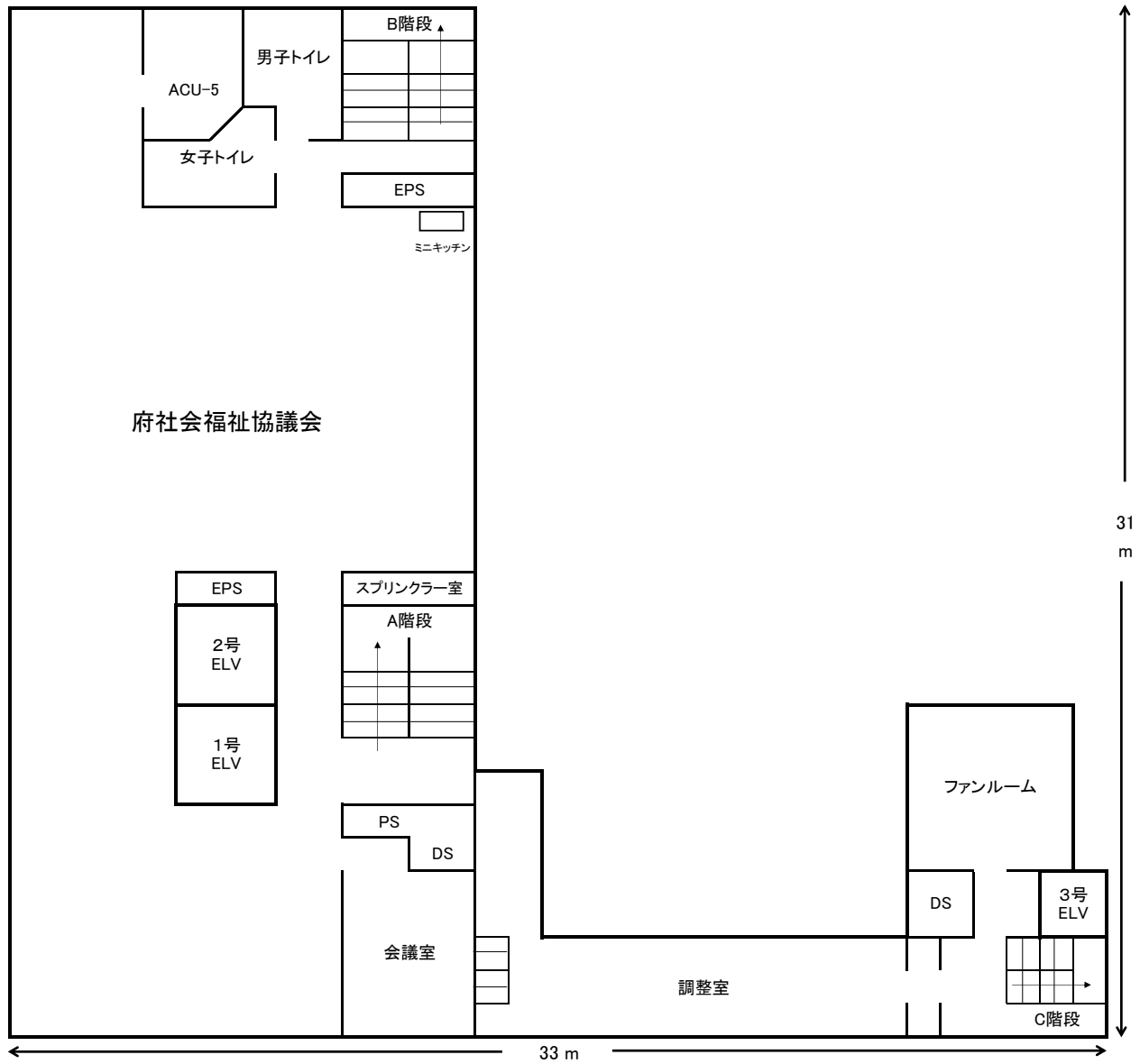




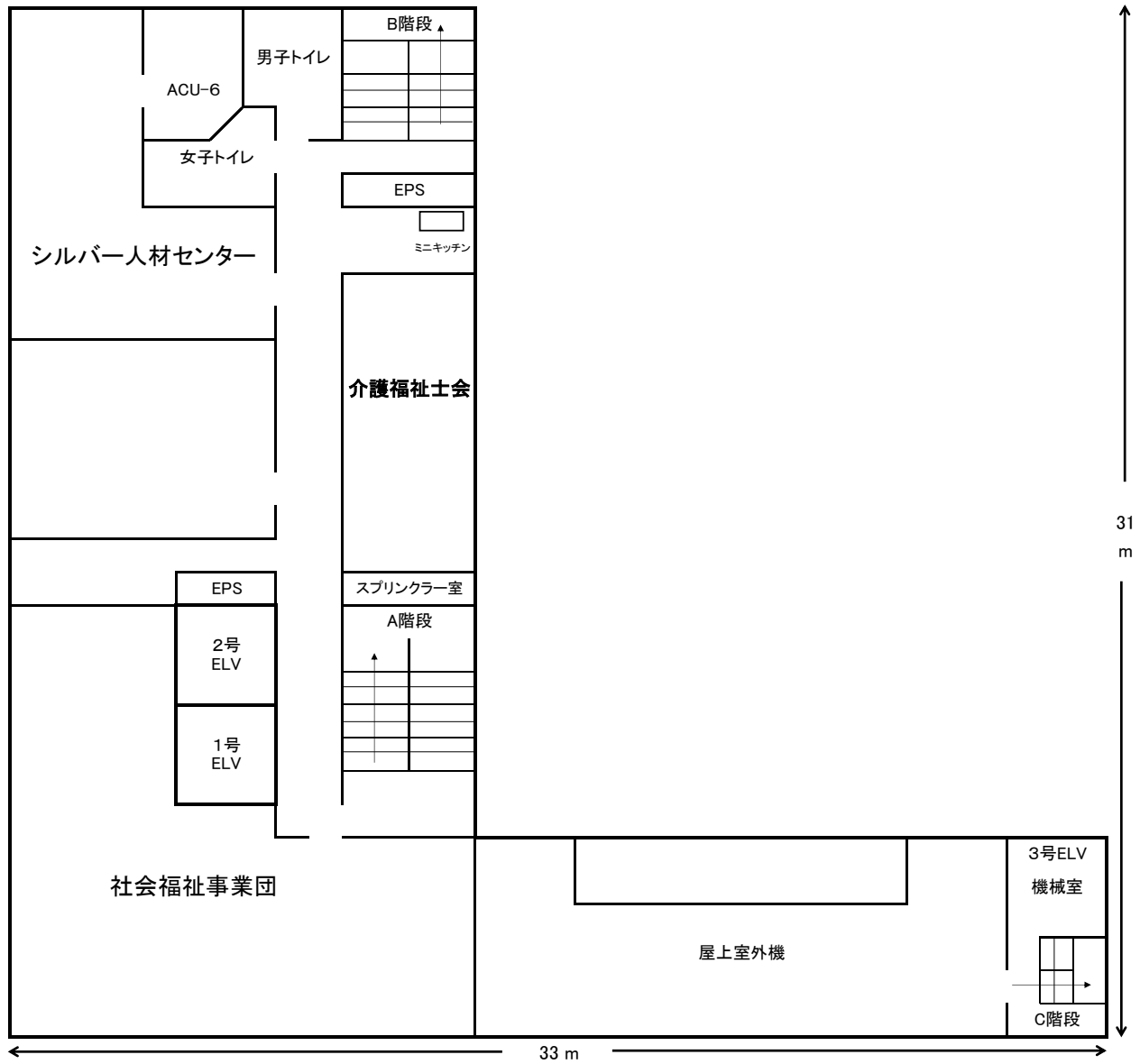
4階平面図



5階平面図

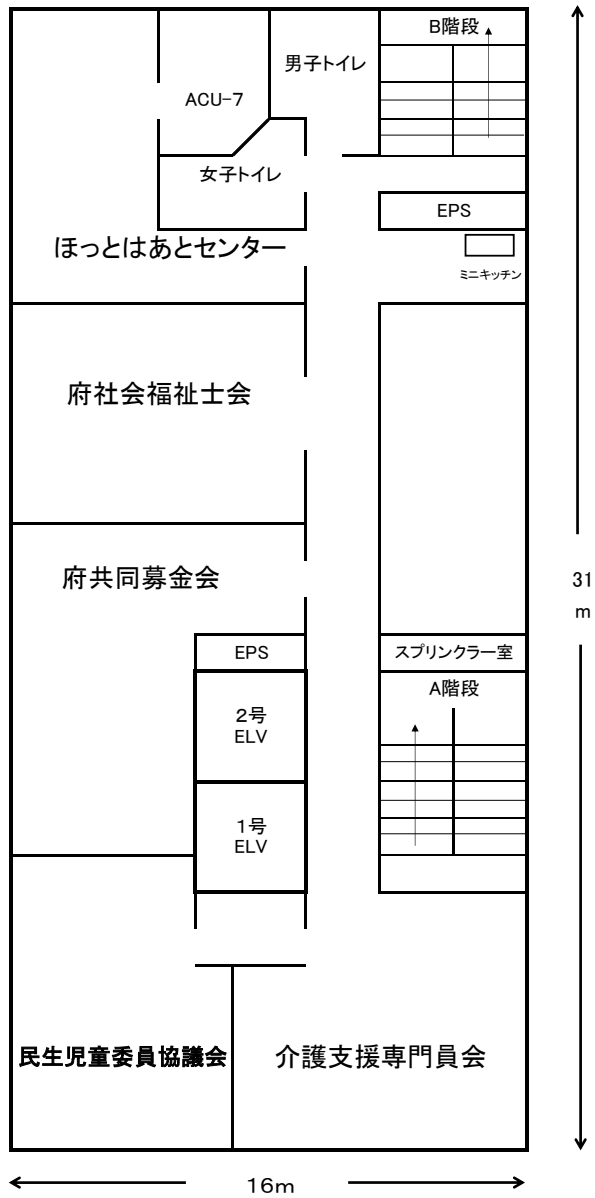


6階平面図



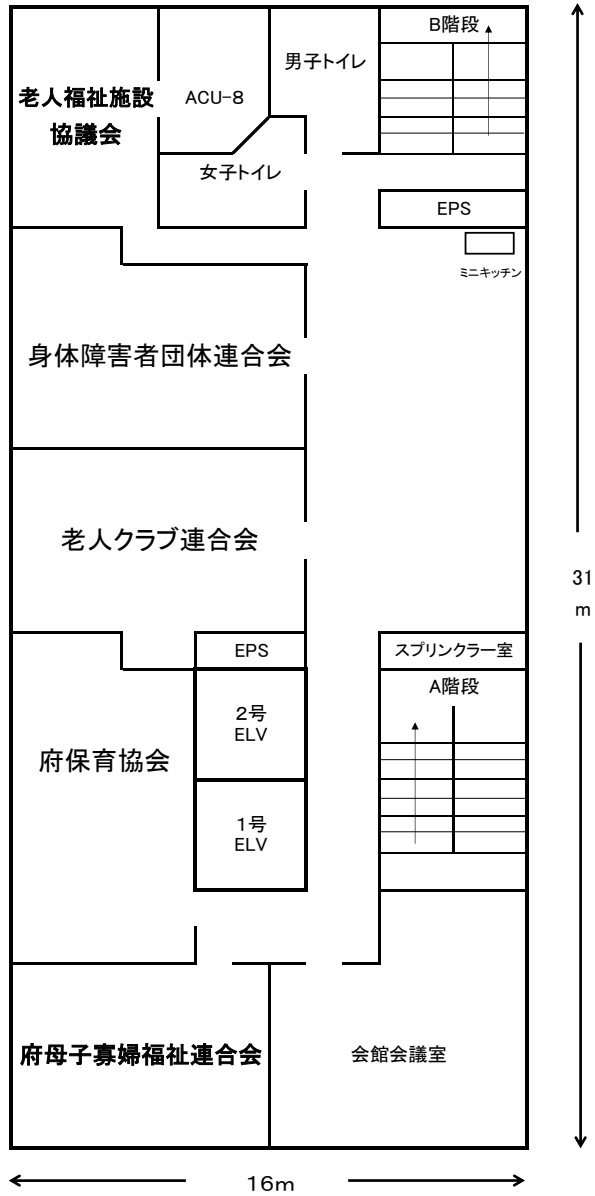


7階平面図



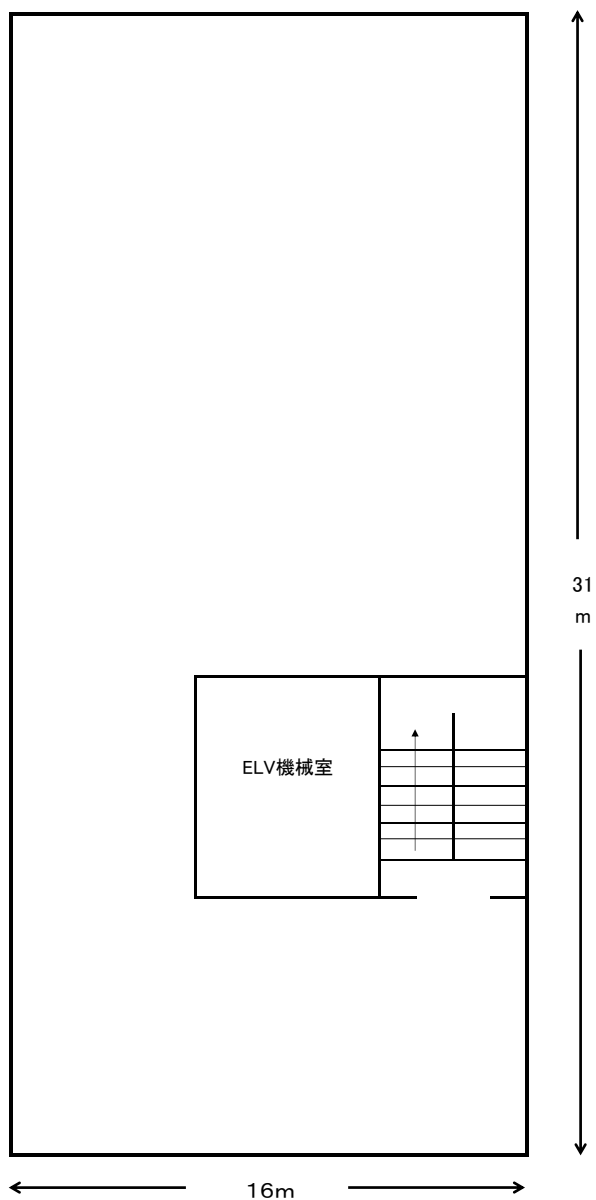


8階平面図





R階平面図



京都府立総合社会福祉会館の施設概要

【 構 造 】 鉄骨鉄筋コンクリート造 地下2階、地上8階

【 規 模 】 敷地面積 1,323.12 m² 延床面積 7,907.06 m²

【施設の内容等】

階	目的（床面積）	内 容
8	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都府母子寡婦福祉連合会、京都府保育協会、京都府老人クラブ連合会、 京都府身体障害者団体連合会、京都府老人福祉施設協議会 等
7	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都社会福祉士会、京都府共同募金会、京都府介護支援専門員会、 京都府民生児童委員協議会、京都ほっとはあとセンター 等
6	団体活動拠点機能 (492.249m ²)	京都府介護福祉士会、京都府社会福祉事業団、 京都府シルバー人材センター連合会 等
5	団体活動拠点機能 (622.835m ²)	京都府社会福祉協議会 等
4	研修・会議機能 (641.698m ²)	第4会議室、第5会議室、自動販売機コーナー 等
3	研修・会議機能 (1,020.074m ²)	大会議室、第1会議室、第2会議室、第3会議室、視聴覚室、 自動販売機コーナー 等
2	情報・相談機能 (813.658m ²)	京都S K Yセンター、京都府民間社会福祉施設職員共済会 等
1	ふれあい交流機能 (681.367m ²)	総合案内、会館事務室、京都ほっとはあとセンター（喫茶コーナー）、 自動販売機コーナー 等
B 1	情報・相談機能 (1,019.322m ²)	京都府福祉人材・研修センター、ボランティアセンター会議室、 京都府看護協会（京都ナースセンター） 等
B 2 屋上	(1,631.359m ²)	駐車場、地下ピット、エレベーター機械室 等
合計	(7,907.06m ²)	

(参考)

①施設の用途別占有状況

延床面積	7,907 m ²	(100.0%)
貸会議室	631 m ²	(8.0%)
団体事務室関係	1,504 m ²	(19.0%)
倉庫	127 m ²	(1.6%)
駐車場	798 m ²	(10.1%)
その他(共用会議室、廊下、機械室、階段等)	4,847 m ²	(61.3%)

②使用開始年月日：平成7年4月

令和7年度ハートピア京都利用状況

資料3－①

資料3－①

種 別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
大会議室	午前	10	33.3%	12	38.7%	20	66.7%	18	58.1%	19	61.3%	20	66.7%	21	67.7%	23	76.7%	18	66.7%	17	63.0%	22	78.6%	11	35.5%	211	59.1%
	午後	19	63.3%	20	64.5%	27	90.0%	24	77.4%	25	80.6%	25	83.3%	27	87.1%	29	96.7%	23	85.2%	19	70.4%	28	100.0%	22	71.0%	288	80.7%
	夜間	8	26.7%	6	19.4%	8	26.7%	8	25.8%	7	22.6%	4	13.3%	9	29.0%	9	30.0%	11	40.7%	10	37.0%	13	46.4%	7	22.6%	100	28.0%
252㎡	計	37	41.1%	38	40.9%	55	61.1%	50	53.8%	51	54.8%	49	54.4%	57	61.3%	61	67.8%	52	64.2%	46	56.8%	63	75.0%	40	43.0%	599	55.9%
第1会議室	午前	20	66.7%	15	48.4%	17	56.7%	26	83.9%	31	100.0%	30	100.0%	27	87.1%	21	70.0%	17	63.0%	15	55.6%	19	67.9%	16	51.6%	254	71.1%
	午後	26	86.7%	24	77.4%	22	73.3%	31	100.0%	31	100.0%	30	100.0%	29	93.5%	29	96.7%	21	77.8%	21	77.8%	25	89.3%	25	80.6%	314	88.0%
	夜間	11	36.7%	8	25.8%	7	23.3%	28	90.3%	31	100.0%	30	100.0%	26	83.9%	15	50.0%	11	40.7%	12	44.4%	13	46.4%	14	45.2%	206	57.7%
38㎡	計	57	63.3%	47	50.5%	46	51.1%	85	91.4%	93	100.0%	90	100.0%	82	88.2%	65	72.2%	49	60.5%	48	59.3%	57	67.9%	55	59.1%	774	72.3%
第2会議室	午前	18	60.0%	22	71.0%	20	66.7%	21	67.7%	16	51.6%	23	76.7%	20	64.5%	19	63.3%	17	63.0%	19	70.4%	18	64.3%	24	77.4%	237	66.4%
	午後	23	76.7%	26	83.9%	27	90.0%	27	87.1%	23	74.2%	26	86.7%	29	93.5%	28	93.3%	22	81.5%	25	92.6%	24	85.7%	24	77.4%	304	85.2%
	夜間	21	70.0%	12	38.7%	15	50.0%	16	51.6%	16	51.6%	18	60.0%	16	51.6%	18	60.0%	14	51.9%	16	59.3%	15	53.6%	18	58.1%	195	54.6%
36㎡	計	62	68.9%	60	64.5%	62	68.9%	64	68.8%	55	59.1%	67	74.4%	65	69.9%	65	72.2%	53	65.4%	60	74.1%	57	67.9%	66	71.0%	736	68.7%
第3会議室	午前	20	66.7%	14	45.2%	17	56.7%	23	74.2%	19	61.3%	21	70.0%	26	83.9%	17	56.7%	21	77.8%	22	81.5%	19	67.9%	21	67.7%	240	67.2%
	午後	23	76.7%	23	74.2%	21	70.0%	27	87.1%	24	77.4%	29	96.7%	27	87.1%	27	90.0%	22	81.5%	21	77.8%	22	78.6%	20	64.5%	286	80.1%
	夜間	8	26.7%	8	25.8%	10	33.3%	12	38.7%	9	29.0%	10	33.3%	13	41.9%	9	30.0%	9	33.3%	9	33.3%	9	32.1%	8	25.8%	114	31.9%
54㎡	計	51	56.7%	45	48.4%	48	53.3%	62	66.7%	52	55.9%	60	66.7%	66	71.0%	53	58.9%	52	64.2%	52	64.2%	50	59.5%	49	52.7%	640	59.8%
第4会議室	午前	18	60.0%	13	41.9%	18	60.0%	14	45.2%	14	45.2%	25	83.3%	21	67.7%	24	80.0%	18	66.7%	16	59.3%	20	71.4%	16	51.6%	217	60.8%
	午後	24	80.0%	22	71.0%	28	93.3%	25	80.6%	24	77.4%	27	90.0%	26	83.9%	27	90.0%	24	88.9%	23	85.2%	26	92.9%	24	77.4%	300	84.0%
	夜間	10	33.3%	10	32.3%	12	40.0%	11	35.5%	9	29.0%	10	33.3%	10	32.3%	11	36.7%	7	25.9%	6	22.2%	14	50.0%	9	29.0%	119	33.3%
62㎡	計	52	57.8%	45	48.4%	58	64.4%	50	53.8%	47	50.5%	62	68.9%	57	61.3%	62	68.9%	49	60.5%	45	55.6%	60	71.4%	49	52.7%	636	59.4%
第5会議室	午前	20	66.7%	9	29.0%	14	46.7%	21	67.7%	15	48.4%	19	63.3%	21	67.7%	19	63.3%	8	29.6%	15	55.6%	21	75.0%	9	29.0%	191	53.5%
	午後	28	93.3%	22	71.0%	28	93.3%	26	83.9%	22	71.0%	24	80.0%	26	83.9%	27	90.0%	21	77.8%	22	81.5%	27	96.4%	22	71.0%	295	82.6%
	夜間	6	20.0%	6	19.4%	12	40.0%	9	29.0%	11	35.5%	8	26.7%	9	29.0%	7	23.3%	9	33.3%	6	22.2%	12	42.9%	2	6.5%	97	27.2%
114㎡	計	54	60.0%	37	39.8%	54	60.0%	56	60.2%	48	51.6%	51	56.7%	56	60.2%	53	58.9%	38	46.9%	43	53.1%	60	71.4%	33	35.5%	583	54.4%
視聴覚室	午前	15	50.0%	20	64.5%	22	73.3%	20	64.5%	14	45.2%	15	50.0%	14	45.2%	23	76.7%	21	77.8%	14	51.9%	18	64.3%	13	41.9%	209	58.5%
	午後	22	73.3%	21	67.7%	27	90.0%	25	80.6%	18	58.1%	19	63.3%	23	74.2%	27	90.0%	24	88.9%	19	70.4%	26	92.9%	22	71.0%	273	76.5%
	夜間	6	20.0%	19	61.3%	18	60.0%	7	22.6%	4	12.9%	9	30.0%	5	16.1%	12	40.0%	14	51.9%	4	14.8%	10	35.7%	6	19.4%	114	31.9%
75㎡	計	43	47.8%	60	64.5%	67	74.4%	52	55.9%	36	38.7%	43	47.8%	42	45.2%	62	68.9%	59	72.8%	37	45.7%	54	64.3%	41	44.1%	596	55.6%
計	午前	121	57.6%	105	48.4%	128	61.0%	143	65.9%	128	65.0%	153	72.9%	150	69.1%	146	69.5%	120	63.5%	118	62.4%	137	69.9%	110	50.7%	1,559	62.4%
	午後	165	78.6%	158	72.8%	180	85.7%	185	85.3%	167	84.8%	180	85.7%	187	86.2%	194	92.4%	157	83.1%	150	79.4%	178	90.8%	159	73.3%	2,060	82.4%
	夜間	70	33.3%	69	31.8%	82	39.0%	91	41.9%	87	44.2%	89	42.4%	88	40.6%	81	38.6%	75	39.7%	63	33.3%	86	43.9%	64	29.5%	945	37.8%
	計	356	56.5%	332	51.0%	390	61.9%	419	64.4%	382	58.7%	422	67.0%	425	65.3%	421	66.8%	352	62.1%	331	58.4%	401	68.2%	333	51.2%	4,564	60.9%

令和6年度ハートピア京都利用状況

資料3-②

資料3-②

種 別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
大会議室	午前	13	43.3%	20	64.5%	16	53.3%	17	54.8%	14	45.2%	23	76.7%	22	71.0%	22	73.3%	15	55.6%	16	59.3%	20	71.4%	10	32.3%	208	58.3%
	午後	19	63.3%	23	74.2%	26	86.7%	22	71.0%	22	71.0%	27	90.0%	27	87.1%	28	93.3%	19	70.4%	17	63.0%	28	100.0%	20	64.5%	278	77.9%
	夜間	9	30.0%	9	29.0%	6	20.0%	4	12.9%	6	19.4%	5	16.7%	10	32.3%	8	26.7%	10	37.0%	5	18.5%	17	60.7%	5	16.1%	94	26.3%
	計	41	45.6%	52	55.9%	48	53.3%	43	46.2%	42	45.2%	55	61.1%	59	63.4%	58	64.4%	44	54.3%	38	46.9%	65	77.4%	35	37.6%	580	54.2%
第1会議室	午前	15	50.0%	15	48.4%	17	56.7%	27	87.1%	31	100.0%	30	100.0%	26	83.9%	18	60.0%	18	66.7%	16	59.3%	18	64.3%	17	54.8%	248	69.5%
	午後	24	80.0%	26	83.9%	25	83.3%	30	96.8%	31	100.0%	30	100.0%	29	93.5%	27	90.0%	20	74.1%	21	77.8%	27	96.4%	26	83.9%	316	88.5%
	夜間	11	36.7%	11	35.5%	11	36.7%	27	87.1%	31	100.0%	30	100.0%	24	77.4%	10	33.3%	6	22.2%	8	29.6%	9	32.1%	6	19.4%	184	51.5%
	計	50	55.6%	52	55.9%	53	58.9%	84	90.3%	93	100.0%	90	100.0%	79	84.9%	55	61.1%	44	54.3%	45	55.6%	54	64.3%	49	52.7%	748	69.8%
第2会議室	午前	17	56.7%	19	61.3%	14	46.7%	19	61.3%	20	64.5%	21	70.0%	23	74.2%	23	76.7%	18	66.7%	15	55.6%	20	71.4%	18	58.1%	227	63.6%
	午後	24	80.0%	26	83.9%	28	93.3%	28	90.3%	26	83.9%	26	86.7%	28	90.3%	29	96.7%	21	77.8%	22	81.5%	26	92.9%	27	87.1%	311	87.1%
	夜間	18	60.0%	17	54.8%	18	60.0%	20	64.5%	16	51.6%	20	66.7%	17	54.8%	15	50.0%	13	48.1%	15	55.6%	12	42.9%	15	48.4%	196	54.9%
	計	59	65.6%	62	66.7%	60	66.7%	67	72.0%	62	66.7%	67	74.4%	68	73.1%	67	74.4%	52	64.2%	52	64.2%	58	69.0%	60	64.5%	734	68.5%
第3会議室	午前	19	63.3%	18	58.1%	23	76.7%	20	64.5%	16	51.6%	22	73.3%	20	64.5%	22	73.3%	20	74.1%	15	55.6%	17	60.7%	21	67.7%	233	65.3%
	午後	20	66.7%	24	77.4%	28	93.3%	26	83.9%	21	67.7%	29	96.7%	27	87.1%	26	86.7%	22	81.5%	19	70.4%	22	78.6%	22	71.0%	286	80.1%
	夜間	10	33.3%	7	22.6%	5	16.7%	11	35.5%	8	25.8%	11	36.7%	11	35.5%	7	23.3%	7	25.9%	6	22.2%	11	39.3%	5	16.1%	99	27.7%
	計	49	54.4%	49	52.7%	56	62.2%	57	61.3%	45	48.4%	62	68.9%	58	62.4%	55	61.1%	49	60.5%	40	49.4%	50	59.5%	48	51.6%	618	57.7%
第4会議室	午前	14	46.7%	18	58.1%	18	60.0%	17	54.8%	10	32.3%	21	70.0%	17	54.8%	19	63.3%	16	59.3%	11	40.7%	14	50.0%	15	48.4%	190	53.2%
	午後	25	83.3%	26	83.9%	28	93.3%	25	80.6%	22	71.0%	30	100.0%	26	83.9%	28	93.3%	24	88.9%	22	81.5%	26	92.9%	18	58.1%	300	84.0%
	夜間	9	30.0%	9	29.0%	12	40.0%	9	29.0%	7	22.6%	11	36.7%	9	29.0%	15	50.0%	15	55.6%	7	25.9%	9	32.1%	11	35.5%	123	34.5%
	計	48	53.3%	53	57.0%	58	64.4%	51	54.8%	39	41.9%	62	68.9%	52	55.9%	62	68.9%	55	67.9%	40	49.4%	49	58.3%	44	47.3%	613	57.2%
第5会議室	午前	11	36.7%	14	45.2%	16	53.3%	22	71.0%	14	45.2%	14	46.7%	17	54.8%	19	63.3%	17	63.0%	13	48.1%	12	42.9%	16	51.6%	185	51.8%
	午後	22	73.3%	26	83.9%	25	83.3%	26	83.9%	22	71.0%	26	86.7%	29	93.5%	25	83.3%	23	85.2%	23	85.2%	26	92.9%	25	80.6%	298	83.5%
	夜間	9	30.0%	11	35.5%	8	26.7%	10	32.3%	12	38.7%	14	46.7%	10	32.3%	10	33.3%	15	55.6%	10	37.0%	13	46.4%	9	29.0%	131	36.7%
	計	42	46.7%	51	54.8%	49	54.4%	58	62.4%	48	51.6%	54	60.0%	56	60.2%	54	60.0%	55	67.9%	46	56.8%	51	60.7%	50	53.8%	614	57.3%
視聴覚室	午前	9	30.0%	21	67.7%	20	66.7%	15	48.4%	27	87.1%	26	86.7%	18	58.1%	22	73.3%	18	66.7%	13	48.1%	14	50.0%	11	35.5%	214	59.9%
	午後	20	66.7%	23	74.2%	26	86.7%	25	80.6%	26	83.9%	28	93.3%	20	64.5%	27	90.0%	23	85.2%	19	70.4%	22	78.6%	15	48.4%	274	76.8%
	夜間	5	16.7%	21	67.7%	15	50.0%	8	25.8%	21	67.7%	18	60.0%	5	16.1%	14	46.7%	14	51.9%	5	18.5%	9	32.1%	5	16.1%	140	39.2%
	計	34	37.8%	65	69.9%	61	67.8%	48	51.6%	74	79.6%	72	80.0%	43	46.2%	63	70.0%	55	67.9%	37	45.7%	45	53.6%	31	33.3%	628	58.6%
計	午前	98	46.7%	125	57.6%	124	59.0%	137	63.1%	132	67.0%	157	74.8%	143	65.9%	145	69.0%	122	64.6%	99	52.4%	115	58.7%	108	49.8%	1,505	60.2%
	午後	154	73.3%	174	80.2%	186	88.6%	182	83.9%	170	86.3%	196	93.3%	186	85.7%	190	90.5%	152	80.4%	143	75.7%	177	90.3%	153	70.5%	2,063	82.6%
	夜間	71	33.8%	85	39.2%	75	35.7%	89	41.0%	101	51.3%	109	51.9%	86	39.6%	79	37.6%	80	42.3%	56	29.6%	80	40.8%	56	25.8%	967	38.7%
	計	323	51.3%	384	59.0%	385	61.1%	408	62.7%	403	61.9%	462	73.3%	415	63.7%	414	65.7%	354	62.4%	298	52.6%	372	63.3%	317	48.7%	4,535	60.5%

令和5年度ハートピア京都利用状況

資料3－③

資料3－③

種 別	区分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		計	
		件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率	件数	利用率
大会議室	午前	11	36.7%	16	51.6%	17	56.7%	21	67.7%	15	48.4%	23	76.7%	21	67.7%	21	70.0%	18	66.7%	11	40.7%	16	55.2%	14	45.2%	204	57.0%
	午後	18	60.0%	19	61.3%	27	90.0%	27	87.1%	20	64.5%	28	93.3%	26	83.9%	29	96.7%	22	81.5%	18	66.7%	24	82.8%	24	77.4%	282	78.8%
	夜間	10	33.3%	11	35.5%	6	20.0%	4	12.9%	5	16.1%	10	33.3%	13	41.9%	14	46.7%	8	29.6%	8	29.6%	8	27.6%	6	19.4%	103	28.8%
	計	39	43.3%	46	49.5%	50	55.6%	52	55.9%	40	43.0%	61	67.8%	60	64.5%	64	71.1%	48	59.3%	37	45.7%	48	55.2%	44	47.3%	589	54.8%
第1会議室	午前	16	53.3%	17	54.8%	11	36.7%	29	93.5%	31	100.0%	30	100.0%	26	83.9%	17	56.7%	18	66.7%	15	55.6%	19	65.5%	20	64.5%	249	69.6%
	午後	23	76.7%	25	80.6%	26	86.7%	30	96.8%	31	100.0%	30	100.0%	29	93.5%	24	80.0%	22	81.5%	25	92.6%	26	89.7%	31	100.0%	322	89.9%
	夜間	10	33.3%	9	29.0%	9	30.0%	29	93.5%	31	100.0%	30	100.0%	20	64.5%	9	30.0%	9	33.3%	8	29.6%	9	31.0%	12	38.7%	185	51.7%
	計	49	54.4%	51	54.8%	46	51.1%	88	94.6%	93	100.0%	90	100.0%	75	80.6%	50	55.6%	49	60.5%	48	59.3%	54	62.1%	63	67.7%	756	70.4%
第2会議室	午前	20	66.7%	17	54.8%	17	56.7%	19	61.3%	20	64.5%	19	63.3%	21	67.7%	21	70.0%	15	55.6%	17	63.0%	20	69.0%	23	74.2%	229	64.0%
	午後	23	76.7%	24	77.4%	25	83.3%	29	93.5%	22	71.0%	29	96.7%	27	87.1%	23	76.7%	20	74.1%	23	85.2%	28	96.6%	28	90.3%	301	84.1%
	夜間	19	63.3%	14	45.2%	17	56.7%	20	64.5%	18	58.1%	16	53.3%	20	64.5%	18	60.0%	12	44.4%	12	44.4%	18	62.1%	17	54.8%	201	56.1%
	計	62	68.9%	55	59.1%	59	65.6%	68	73.1%	60	64.5%	64	71.1%	68	73.1%	62	68.9%	47	58.0%	52	64.2%	66	75.9%	68	73.1%	731	68.1%
第3会議室	午前	19	63.3%	17	54.8%	21	70.0%	22	71.0%	21	67.7%	22	73.3%	21	67.7%	25	83.3%	20	74.1%	18	66.7%	20	69.0%	26	83.9%	252	70.4%
	午後	27	90.0%	23	74.2%	22	73.3%	27	87.1%	19	61.3%	27	90.0%	29	93.5%	27	90.0%	23	85.2%	22	81.5%	24	82.8%	23	74.2%	293	81.8%
	夜間	8	26.7%	9	29.0%	8	26.7%	11	35.5%	9	29.0%	9	30.0%	8	25.8%	9	30.0%	6	22.2%	8	29.6%	9	31.0%	11	35.5%	105	29.3%
	計	54	60.0%	49	52.7%	51	56.7%	60	64.5%	49	52.7%	58	64.4%	58	62.4%	61	67.8%	49	60.5%	48	59.3%	53	60.9%	60	64.5%	650	60.5%
第4会議室	午前	14	46.7%	18	58.1%	26	86.7%	21	67.7%	15	48.4%	19	63.3%	22	71.0%	22	73.3%	19	70.4%	17	63.0%	17	58.6%	22	71.0%	232	64.8%
	午後	26	86.7%	21	67.7%	29	96.7%	26	83.9%	23	74.2%	28	93.3%	27	87.1%	29	96.7%	22	81.5%	21	77.8%	23	79.3%	29	93.5%	304	84.9%
	夜間	10	33.3%	11	35.5%	19	63.3%	11	35.5%	11	35.5%	13	43.3%	14	45.2%	19	63.3%	8	29.6%	6	22.2%	13	44.8%	18	58.1%	153	42.7%
	計	50	55.6%	50	53.8%	74	82.2%	58	62.4%	49	52.7%	60	66.7%	63	67.7%	70	77.8%	49	60.5%	44	54.3%	53	60.9%	69	74.2%	689	64.2%
第5会議室	午前	16	53.3%	13	41.9%	19	63.3%	19	61.3%	13	41.9%	17	56.7%	17	54.8%	18	60.0%	19	70.4%	9	33.3%	22	75.9%	20	64.5%	202	56.4%
	午後	24	80.0%	22	71.0%	27	90.0%	28	90.3%	22	71.0%	29	96.7%	28	90.3%	29	96.7%	26	96.3%	22	81.5%	22	75.9%	31	100.0%	310	86.6%
	夜間	11	36.7%	10	32.3%	15	50.0%	12	38.7%	9	29.0%	16	53.3%	12	38.7%	9	30.0%	7	25.9%	4	14.8%	13	44.8%	8	25.8%	126	35.2%
	計	51	56.7%	45	48.4%	61	67.8%	59	63.4%	44	47.3%	62	68.9%	57	61.3%	56	62.2%	52	64.2%	35	43.2%	57	65.5%	59	63.4%	638	59.4%
視聴覚室	午前	7	23.3%	21	67.7%	16	53.3%	15	48.4%	23	74.2%	25	83.3%	13	41.9%	19	63.3%	21	77.8%	14	51.9%	19	65.5%	15	48.4%	208	58.1%
	午後	19	63.3%	25	80.6%	24	80.0%	23	74.2%	24	77.4%	26	86.7%	23	74.2%	23	76.7%	25	92.6%	18	66.7%	24	82.8%	23	74.2%	277	77.4%
	夜間	7	23.3%	20	64.5%	15	50.0%	8	25.8%	18	58.1%	19	63.3%	8	25.8%	11	36.7%	17	63.0%	8	29.6%	20	69.0%	14	45.2%	165	46.1%
	計	33	36.7%	66	71.0%	55	61.1%	46	49.5%	65	69.9%	70	77.8%	44	47.3%	53	58.9%	63	77.8%	40	49.4%	63	72.4%	52	55.9%	650	60.5%
計	午前	103	49.0%	119	54.8%	127	60.5%	146	67.3%	138	70.1%	155	73.8%	141	65.0%	143	68.1%	130	68.8%	101	53.4%	133	65.5%	140	64.5%	1,576	62.9%
	午後	160	76.2%	159	73.3%	180	85.7%	190	87.6%	161	81.7%	197	93.8%	189	87.1%	184	87.6%	160	84.7%	149	78.8%	171	84.2%	189	87.1%	2,089	83.4%
	夜間	75	35.7%	84	38.7%	89	42.4%	95	43.8%	101	51.3%	113	53.8%	95	43.8%	89	42.4%	67	35.4%	54	28.6%	90	44.3%	86	39.6%	1,038	41.4%
	計	338	53.7%	362	55.6%	396	62.9%	431	66.2%	400	61.4%	465	73.8%	425	65.3%	416	66.0%	357	63.0%	304	53.6%	394	64.7%	415	63.7%	4,703	62.6%

京都府立総合社会福祉会館 修繕実績

令和7年度

修 繕 内 容	金 額(円)
RR-1冷暖切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
共用部洗面台の水栓修繕用メタルネジ付蛇口ニップル	842
3階インターネット用UPSバッテリー消耗更新	37,070
1階事務室PACエアコンリモコン不具合	60,500
共用自転車29番タイヤパンク修理・鍵交換	3,850
共用自転車27番タイヤパンク修理・タイヤ交換	6,050
AED パッド交換	12,573
視聴覚室 ワイヤレス受信機更新	242,000
1階喫茶ぴあ 手洗器給水管修繕	30,800
1階正面(外側)自動扉修繕	550,000
自動火災報知設備(感知器)更新工事	572,000
既設防火ダンパー用駆動装置交換作業	326,700
RR-1冷暖切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
防犯カメラ用モニタリング機器取換え修繕	104,500
1階地下鉄入口シャッター応急修理	60,500
3F女子トイレ自動ドア修繕調査	27,500
合 計	2,067,885

令和6年度

修 繕 内 容	金 額(円)
RR-1冷暖切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
空調設備の設置調査	82,500
社会福祉士会郵便ポスト鍵故障に伴う鍵更新	15,944
第4会議室ワイヤレスチューナー受信機更新	198,000
共用部タイルカーペット汚損破損による交換部材	13,700
車椅子2台タイヤ交換、共用自転車ブレーキ修理	24,860
RR-1冷暖切替に伴うバルブ開閉作業	16,500
5F身障者男子トイレ扉改修工事	83,991
共用自転車修繕費	7,790
1階・3階トイレ洗面器自動水栓取替工事	209,000
共用自転車55番タイヤ破損修繕等	51,700
大会議室スクリーン補修用テープ	1,250
直流電源装置の仮設充電器レンタル費用 第1期	217,800
サンクンガーデン植木伐採植替・花壇整備	220,000
タイルカーペット張替工事	38,500
自販機用電源工事(増設)	363,000
4階ミニキッチン排水トラップ取替工事	49,500
地下1階正面(内側)自動扉修繕	440,000
合 計	2,050,535

施設管理に関する外部委託業務の内容・実績

(単位:円)

契約業務内容	令和7年度	令和6年度	備 考
総合管理業務	31,360,020	31,086,220	機器設備保守管理等、その他機械設備点検業務含む
保安警備・駐車場整理業務	17,424,000	17,424,000	
廃棄物収集運搬・処分業務	660,000	660,000	
清掃業務	5,412,000	5,412,000	地下1階～地上3階部分
	9,482,523	9,144,603	地下2階、地上4階～地上8階分 総合社会福祉会館就労支援事業分
小 計	14,894,523	14,556,603	
合 計	64,338,543	63,726,823	

行政財産目的外使用許可一覧（令和8年度）

団 体 名	申請場所	面 積	使 用 目 的
京 都 府 母 子 寡 婦 福 祉 連 合 会	8 階部分	32.45㎡	団 体 事 務 室
	4 階部分	0.71㎡	自動販売機の設置
	3 階部分	0.71㎡	自動販売機の設置
	3 階部分	0.84㎡	自動販売機の設置
	1 階部分	0.84㎡	自動販売機の設置
京 都 府 保 育 協 会	8 階部分	48.83㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 老 人 ク ラ ブ 連 合 会	8 階部分	46.12㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 老 人 福 祉 施 設 協 議 会	8 階部分	42.07㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 身 体 障 害 者 団 体 連 合 会	8 階部分	41.98㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 共 同 募 金 会	7 階部分	58.19㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 介 護 支 援 専 門 員 会	7 階部分	57.58㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 民 生 児 童 委 員 協 議 会	7 階部分	46.62㎡	団 体 事 務 室
京 都 ほ っ と は あ と セ ン タ ー	7 階部分	44.55㎡	団 体 事 務 室
	1 階部分	8.55㎡	喫 茶 コ ー ナ ー
京 都 社 会 福 祉 士 会	7 階部分	43.35㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 社 会 福 祉 事 業 団	6 階部分	129.44㎡	団 体 事 務 室
京都府シルバー人材センター連合会	6 階部分	71.71㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 介 護 福 祉 士 会	6 階部分	30.75㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 社 会 福 祉 協 議 会	6 階部分	45.73㎡	団 体 事 務 室
	5 階部分	251.77㎡	団 体 事 務 室
	1 階ボランティア アルーム内	0.96㎡	食 材 保 管 用 冷 凍 冷 蔵 庫 の 設 置
	地下 1 階部分	79.26㎡	団 体 事 務 室
京都市身体障害児者父母の会連合会	3 階部分	0.95㎡	自動販売機の設置
京 都 S K Y セ ン タ ー	2 階部分	197.09㎡	団 体 事 務 室
京都府民間社会福祉施設職員共済会	2 階部分	163.85㎡	団 体 事 務 室
京 都 府 看 護 協 会	地下 1 階部分	72.80㎡	団 体 事 務 室

現行料金設定及び過去3カ年の収入実績

年 度	令和7年度		令和6年度		令和5年度	
区 分	使用料収入(※)		使用料収入(※)		使用料収入(※)	
	件数	実績(千円)	件数	実績(千円)	件数	実績(千円)
大会議室	599		580		589	
第1会議室	774		748		756	
第2会議室	736		734		731	
第3会議室	640		618		650	
視聴覚室	596		628		650	
第4会議室	636		613		689	
第5会議室	583		614		638	
合 計	4,564	37,399	4,535	35,409	4,703	36,700
年 間 開 館 日 数	357日		357日		358日	

※会議室使用料及び付属設備使用料を含む使用料

＜現行使用料＞

(1)会議室(京都府立総合社会福祉会館条例第6条)

(単位:円)

会議室名	面積	定員	午前(9:00～12:00)	午後(13:00～17:00)	夜間(18:00～21:00)
大会議室	252㎡	120～200人	25,340	29,650	33,830
第1会議室	38㎡	約18人	3,830	4,410	5,100
第2会議室	36㎡	約12人	3,600	4,180	4,870
第3会議室	54㎡	約25人	5,460	6,390	7,200
第4会議室	62㎡	約30人	6,270	7,310	8,360
第5会議室	114㎡	約54人	11,500	13,370	15,340
視聴覚室	75㎡	約35人	7,550	8,830	10,110

(2)附属設備(同条例施行規則第4条)

(単位:円)

(3)減免規定(同条例第7条・同条例施行規則第7条)

区分	品名	単位	使用料
音響設備	拡声装置	1チャンネル	1,850
	マイクロホン	1個	1,500
	テープレコーダー	1台	1,270
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,850
映写設備	ビデオプロジェクター	1台	4,760
	オーバーヘッドプロジェクターA	1台	4,760
	オーバーヘッドプロジェクターB	1台	670
照明設備	アッパーホリゾンライト	1列	2,200
	ロアーホリゾンライト	1列	2,200
	サスペンションライト	1列	2,200
	スポットライト	1台	300
	ピンスポットライト	1台	2,780

1 満65歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合
10分の5

2 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日付け厚生省発児第156号厚生事務次官通知)に基づく療育手帳を所持する者(以下「障害者」という。)を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合
10分の5

3 その他知事が特に必要と認める場合
10分の3

総合社会福祉会館指定管理業務(物件費・人件費の詳細)

(収入の部)

(円)

項目		令和7年度	令和6年度	令和5年度
収入項目	府指定管理料	201,189,000	82,836,000	95,954,000
	利用料金収入	37,398,720	35,409,600	36,700,240
	その他収入	0	0	0
	収入合計(A)	238,587,720	118,245,600	132,654,240

(支出の部)

(円)

項目		令和7年度	令和6年度	令和5年度
人件費	給料等	12,116,228	15,787,051	13,833,053
	手当	1,465,758	3,097,000	776,226
	法定福利費	2,204,570	1,754,247	1,853,807
	計	15,786,556	20,638,298	16,463,086
物件費	消耗品費	1,007,665	743,942	804,210
	光熱水費	27,406,150	27,089,873	25,315,340
	燃料費	0	7,791	8,580
	修繕費	138,037,885	14,050,535	19,390,553
	通信運搬費	612,245	574,742	591,561
	広告料	0	481,800	438,000
	保険料	669,000	669,000	669,000
	手数料	42,849	42,835	48,829
	委託料	64,338,543	63,726,823	64,019,091
	使用料及び賃貸料	819,975	329,846	299,860
	その他経費	207,204	555,678	374,528
	ホームページ作成費	11,359	0	0
	ホームページ維持費	0	10,810	69,717
	町内会費	240,000	240,000	240,000
	移動交通費	0	7,791	8,680
	備品修繕費	0	531,650	1,943,840
	一般管理費	2,222,831	2,016,096	2,133,425
	計	235,615,706	111,079,212	116,355,214
	支出合計(B)	251,402,262	131,717,510	132,818,300
収支差額(A)－(B)		-12,814,542	-13,471,910	-164,060

○京都府立総合社会福祉会館条例

(設置)

第1条 府民の社会福祉活動の場を提供し、府民の誰もが安心して快適に生活することのできる豊かな福祉社会の実現に資するため、京都府立総合社会福祉会館（以下「会館」という。）を京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375番地に設置する。

(利用者の責務)

第2条 会館の利用者は、会館内の秩序を尊重し、この条例、この条例に基づく規則その他管理者の指示に従わなければならない。

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、会館の管理に関する業務のうち、次に掲げる業務を行わせる。

- (1) 会館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 次条第1項の使用の承認に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会館の設置の目的を達成するために必要な業務

2 知事は、前項各号に掲げる業務の執行に要する費用として、予算の範囲内において定める額を指定管理者に対して支払うものとする。

(使用の承認)

第4条 会館の会議室又は附属設備を使用しようとする者は、指定管理者（使用の承認の業務を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。以下この条及び次条において同じ。）の承認（以下「使用の承認」という。）を受けなければならない。

2 指定管理者は、使用を不相当と認めるときは、使用の承認をしないことができる。

3 指定管理者は、会館の管理上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。

(承認の取消し等)

第5条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が第2条の規定に違反したとき。
- (2) 使用者が、使用の承認の内容又はこれに付された条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の行為により使用の承認を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) その他会館の管理上やむを得ない理由があると認めたとき。

(利用料金等)

第6条 使用者は、指定管理者にその使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。この場合において、指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受するものとする。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、使用の承認を受けると同時に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特に認めるときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

5 使用者は、知事が使用の承認を行うときは、第1項の規定にかかわらず、利用料金の額と同額の使用料を府に納付しなければならない。この場合において、使用料の納付時期、還付及び減免については、利用料金の例によるものとする。

(利用料金の減免)

第7条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(開館時間等)

第8条 会館の開館時間及び休館日は、規則で定めるものとする。

(罰則)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

(1) 第2条の規定に違反し、管理者の指示に従わない者

(2) 第4条第1項の規定に違反して使用した者

2 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

(規則への委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、会館の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施

行する。

(平成 7 年規則第 9 号で平成 7 年 4 月 1 日から施行)

附 則 (平成 17 年条例第 30 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 9 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成 17 年規則第 44 号で平成 18 年 6 月 1 日から施行)

(経過措置)

- 2 前項の規則で定める日 (以下「施行日」という。) 前に、この条例による改正前の各条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為については、この条例による改正後の各条例の相当規定に基づきなされた使用の承認、使用の承認の申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

- 4 この条例による改正後の各条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、施行日前においても、当該規定の例により行うことができる。

附 則 (令和元年条例第 20 号)

- 1 この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立総合社会福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

附 則 (令和 6 年条例第 64 号)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立総合社会福祉会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

別表 (第 6 条関係)

(平 17 条例 30・令元条例 20・令 6 条例 64・一部改正)

使用区分	使用時間		
	午前 9 時から正午ま	午後 1 時から午後 5	午後 6 時から午後 9
会議室等			

		で	時まで	時まで
会議室		円	円	円
	大会議室	25,340	29,650	33,830
	第 1 会議室	3,830	4,410	5,100
	第 2 会議室	3,600	4,180	4,870
	第 3 会議室	5,460	6,390	7,200
	第 4 会議室	6,270	7,310	8,360
	第 5 会議室	11,500	13,370	15,340
	視聴覚室	7,550	8,830	10,110
附属設備		各附属設備ごとに、1 使用時間区分 1 万円を超えない範囲内において規則で定める額		

備考 使用時間区分中の 2 以上の部にわたって引き続き使用する場合は利用料金の上限の額及び使用時間を超過して使用する場合は超過使用に係る利用料金の上限の額は、この表に定める額を基準として規則で定める。

○京都府立総合社会福祉会館条例施行規則

(開館時間等)

第1条 京都府立総合社会福祉会館条例(平成7年京都府条例第7号。以下「条例」という。)

第8条に規定する京都府立総合社会福祉会館(以下「会館」という。)の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 条例第8条に規定する会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。

3 条例第3条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に、前2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。

4 指定管理者は、前項の規定により開館時間又は休館日を変更しようとするときは、事前に、その旨を掲示しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

5 知事は、指定管理者が条例第3条第1項第1号に掲げる業務を行うことができない場合であって、会館の管理のため必要があると認めるときは、第1項又は第2項に規定する開館時間又は休館日を変更することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

(使用の不承認)

第2条 条例第4条第2項に規定する使用を不適当と認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 会館の会議室又は附属設備(以下「会議室等」という。)をき損するおそれがあると認めるとき。

(3) 会館の管理上支障があると認めるとき。

(使用時間の延長)

第3条 会館の会議室等の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、やむを得ない理由により使用の承認に係る時間を超えて使用する必要があるときは、事前に指定管理者の承認を受けなければならない。

(附属設備の利用料金)

第4条 条例別表に規定する附属設備の利用料金の上限の額は、別表第1のとおりとする。

(条例別表備考の利用料金)

第 5 条 条例別表の備考に規定する利用料金の上限の額は、別表第 2 のとおりとする。

(利用料金の還付)

第 6 条 条例第 6 条第 4 項ただし書の規定により利用料金を還付する場合及びその還付する割合は、次のとおりとする。

- (1) 公用又は管理上の都合により使用の承認を取り消したとき 10 分の 10 以内
- (2) 災害その他不可抗力の理由により使用ができなくなったとき 10 分の 8 以内
- (3) 使用の日の 7 日前までに使用の承認の取消しを申し出て、相当の理由があると認められたとき 10 分の 5 以内

(利用料金の減免)

第 7 条 条例第 7 条の規定により利用料金を免除する場合及びその免除する割合は、次のとおりとする。

- (1) 満 65 歳以上の者を対象とする高齢者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合 10 分の 5
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に規定する身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳又は「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳を所持する者（以下「障害者」という。）を対象とする障害者の福祉の増進を図るための実習、講習会その他これらに類する催しに使用する場合 10 分の 5
- (3) その他知事が特に必要と認める場合 10 分の 3

(遵守事項等)

第 8 条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の承認を受けた会議室等を転貸してはならない。

2 会館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第 2 号から第 4 号までに掲げる行為について事前に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗に反する行為
- (2) 火気の使用その他会館の会議室等に危険を及ぼすおそれのある行為
- (3) 宣伝、物品の販売、募金その他これらに類する行為
- (4) その他管理者が会館の管理上必要と認めて禁止する行為

3 管理者は、会館の管理上必要と認める場合又は会館の秩序を維持するため必要と認める場合は、前項の規定に違反する者に対し、退館を命じることができる。

(その他)

第9条 条例及びこの規則に定めるもののほか、会館の管理について必要な事項は、知事の承認を得て、指定管理者が定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則（平成8年規則第27号）

この規則は、平成8年5月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第22号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和7年規則第10号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

附属設備の利用料金の上限の額

区分	品名	単位	利用料金の上限の額	摘要
音響設備	拡声装置	1 チャンネル	円 1,850	
	マイクロホン	1 個	1,500	
	テープレコーダー	1 台	1,270	
	コンパクトディスクプレーヤー	1 台	1,850	
映写設備	ビデオプロジェクター	1 台	4,760	
	オーバーヘッドプロジェクター A	1 台	4,760	スクリーンを含む。
	オーバーヘッドプロジェクター B	1 台	670	スクリーンを含む。
照明設備	アッパーホリゾントライト	1 列	2,200	

ローアホリゾンライト	1 列	2,200	
サスペンションライト	1 列	2,200	
スポットライト	1 台	300	
ピンスポットライト	1 台	2,780	

備考

- 1 この表に定める利用料金の上限の額は、1 使用時間区分の額とする。
- 2 承認を受けた使用時間区分を超過して使用する場合は、利用料金の上限の額は、使用時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上 1 時間未満は 1 時間として計算する。）につき、この表の各品名の利用料金の額に 3 分の 1 を乗じて得た額とする。
- 3 この表に定めるもののほか、使用者が器具等を持ち込んだことにより特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。
- 4 2 又は 3 により算出した利用料金の額に 10 円未満の端数が生じた場合の端数は、切り捨てる。

別表第 2（第 5 条関係）

（平 17 規則 46・一部改正）

条例別表備考に規定する利用料金の上限の額

区分	利用料金の上限の額
2 以上の部にわたって引き続き使用する場合	各部の利用料金（条例別表の各会議室等の利用料金をいう。以下同じ。）の合計額に 10 分の 9 を乗じて得た額
使用時間を超過して使用する場合	超過使用時間 1 時間（30 分未満は切り捨て、30 分以上 1 時間未満は 1 時間として計算する。）につき、当初に使用の承認を受けた部に引き続く部（当初に使用の承認を受けた部が夜の部の場合にあつては、夜の部）の利用料金の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

備考 この表により算出した利用料金の上限の額に 10 円未満の端数が生じた場合の端数は、10 円として計算する。